

⑥低炭素建築物審査手数料（消費税込み）

【低炭素建築物審査】（住宅）

（単位：円）

	弊社で確認	他社で確認
一戸建て	39,600	79,200
共同建て	26,400+13,200×戸数	52,800+26,400×戸数

※ 戸数の算定にあたり、間取り、階、外気に接する面が同一の住戸は1とみなします。

※ 変更審査料金は、当初審査料金の50%に相当する額とします。

【低炭素建築物審査】（非住宅）

（単位：円）

モデル建物法（小規模版）による場合				
	用途ごとの床面積	A種	B種	C種
	300㎡以下	26,400×N	26,400×N	26,400×N
モデル建物法（通常版）による場合				
	用途ごとの床面積	A種	B種	C種
	200㎡以下	105,600×N	79,200×N	52,800×N
	200超500㎡以下	（業務外）	118,800×N	79,200×N
	500超1000㎡以下	（業務外）	158,400×N	105,600×N
標準入力法による場合				
	用途ごとの床面積	A種	B種	C種
	200㎡以下	211,200×N	158,400×N	105,600×N
	200超500㎡以下	（業務外）	237,600×N	158,400×N
	500超1000㎡以下	（業務外）	316,800×N	211,200×N

※ 用途は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令による以下の区分とします。

A種：ホテル等、病院等、集会所等、

B種：事務所等、百貨店等、学校等、飲食店等

C種：工場等

※ Nは、申請に係るモデルの数による係数であり、モデル数1の時1.0、2の時1.2、3の時1.4、4以上の時1.6とします。

※ 同一モデルをまとめて計算する場合は、モデルの数は1とみなします。

※ 種類の異なる複数用途がある場合は、全てをより左の欄の用途として適用します。

※ 他社で確認申請手続きを行う場合は、上記料金の2倍とします。

※ 変更の審査手数料は、上記手数料の50%に相当する額とし、軽微な変更であって、変更該当証明書の交付が必要なときの審査手数料は、3,300円とします。

【低炭素建築物審査】（住宅と非住宅の併用建物）

住宅と非住宅が併用されている建物の場合は、戸建て住宅又は共同建ての住宅の手数料として算出された額と、非住宅に係る手数料として算出された額の合計とします。